

# 福島町の行政評価 (事務事業) の結果を公表します

町では平成22年度より、まちづくり基本条例の規定に基づき行政事務の効率化を図るため、行政評価(事務事業)を試行実施しております。

今年度の評価結果について、福島町行政評価実施要綱第5条の規定に基づき公表いたします。

役場の業務には、福祉・産業・教育など様々な業務がありますが、行政評価の対象となる事務事業は、教育委員会所管分を除き町全体で258事業となっております。

その内、行政評価に馴染まない事業などを除いた対象事業は44事業となっております。

## 行政評価の目的

- まちづくり基本条例の実践
- 総合開発計画の進捗管理
- 予算運営へのP D C Aサイクルへの導入

## 直接の目的

- ・職員の意識改革  
(行政への経営感覚の導入)  
(コスト意識、マネジメント意識)  
(住民満足度の向上意識の導入)
- ・住民への説明責任  
(アカウンタビリティの向上と町民参加の拡大)

### ●評価のポイント

事務事業の方向性をA・B・C・Dの4段階で評価を行い、事務事業の進め方や改善、見直しの検討を進めることになります。

### ●平成29年度の評価対象事務事業

今年度の評価対象の事務事業として、次の44事業を選定し、評価を行いました。

### ●外部評価(3次評価)

まちづくり推進会議において、町民目線で事務事業を評価しております。

段階	評価の内容
A	現状にて事業を継続又は拡充(必要性・有効性及び達成度・効率性はいずれも高い)
B	事業の進め方の改善により継続(必要性・有効性は高いが、達成度・効率性は低い)
C	事業規模・内容等の見直しの検討(達成度・効率性は高いが、必要性・有効性は低い)
D	事業の抜本的見直しを検討(必要性・有効性及び達成度・効率性はいずれも低い) 廃止、統合、縮小、凍結など